

京都デジタル排水ネットワークに係る防災系関連機器賃借業務に係る業務仕様書

第1 京都デジタル排水ネットワークに係る防災系関連機器賃借業務の概要

1. 事業概要

災害時の情報収集と効率的な防災対策の推進のため、京都デジタル排水ネットワークの各防災拠点等に設置している、パソコン等の防災系関連機器について、機器更新時期を迎えていることから、本年度、更新を実施する。

2. 整備方針

(1) 整備するシステムの概要・実現機能

「第2 要求仕様 1」に示すとおり

(2) ハードウェア構成

「第2 要求仕様 1 (1)」に示すとおり

(3) 業務期間

機器設置業務

契約日から令和3年3月24日まで

機器賃借業務

令和3年3月25日から令和8年3月24日まで

第2 要求仕様

1. 基本要件

各防災拠点に配備したPC等の機器について更新を行う。

(1) 構成

次に示す構成により防災系関連機器を追加・更新すること

ハードウェア名	台数	設置場所
防災用PC	85	京都府庁及び各防災拠点
Web会議用ヘッドセット	75	
スピーカー・マイク	10	

(2) 実現機能

次の機能を実現すること。

① 防災用PC

京都デジタル疎水ネットワークを利用している各拠点の防災ネットワークに設置し、Web会議システム及び防災ネットワークの各情報システムの利用が可能であること。

② Web会議用ヘッドセット

イヤホンとマイクが一体化しており、PCへの音声入出力が可能であること。
Web会議システム用のイヤホン及びマイクとして利用可能なこと。

③ スピーカー・マイク

スピーカとマイクが一体化しており、PCへの音声入出力が可能であること。
Web会議システム用のスピーカー及びマイクとして利用可能なこと。

2. 機器設置業務の内容

受託業者は、今回導入する端末等において、必要な機能の利用が行えるよう、以下に示す各項目をはじめとする必要な作業を行うこと。

また、各作業については、特に指定のない場合は受託業者の自社屋内等で行い、現地での作業時間を極力短くすること。ただし、不可能なもの又は不適切なものと判断されるもので、京都府の指示又は承認を受けたものはこの限りでない。

なお、作業を実施するに当たっては、京都府のほか、「京都府デジタル疎水ネットワーク更新業務」受託者等の関係業者（以下「関係業者等」という。）と十分な調整を行うこと。

(1) 設定作業

各端末についての必要な作業の概要は、以下のとおりである。詳細については導入開始までに示す、端末設定情報及び京都府の指示に従って作業すること。

① 初期設定作業

必要な OS・ドライバ等をインストールし、ネットワークの各種設定等、防災用のパソコン端末としての動作に必要な各種初期設定を行うこと。

なお、IP アドレス等、ネットワークの設定に必要な情報については、京都府から提供する。

② 機能設定作業

次の各作業を実施すること。

- ・ ウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、府が別途設置しているウイルス対策パターンファイル配信サーバを利用した、パターンファイルの更新が可能となる様に必要な設定を行うこと。
- ・ 府機関に設置するパソコンについて、office ソフトウェアをインストールすること。
- ・ 府が別途設置している WSUS サーバを利用して、Windows Update が可能となるよう、必要な設定を行うこと。
- ・ ヘッドセット等が利用可能となるよう、ドライバのインストールを行うこと。
- ・ Web 会議システムの利用が可能となるよう、必要なソフトウェア、ブラウザのアドイン等のインストールを行うこと。なお、インストールに必要なプログラム等については、府から別途提供する。
- ・ 同一ネットワーク内からのリモートデスクトップによる操作を可能とすること。

- ・ デスクトップ画面に、Web 会議システムの URL 等、本防災用パソコンにおいて利用するシステムのショートカットを作成すること。

③ 動作確認作業

②機能設定作業を実施した各項目について、動作の確認を行うこと。具体的には、ウイルス対策ソフトウェア及び Windows のアップデート、防災用 PC で利用するシステム等の動作、リモートデスクトップによる操作が可能であることを確認すること。

(2) 搬入・設置作業

別表に示す各拠点にパソコンを搬入・設置し、設置後、動作確認を実施すること。ネットワーク、電源については、現行のパソコン用に準備された既存環境を利用することとするが、設置にあたって、電源タップや追加の LAN 線が必要になる場合は、受託業者において準備すること。

(3) 作業分界点

導入機器と既存環境との接続に係る作業分界点は以下に掲げるとおりである。

	既存環境との接続点	対応
分界点	端末NIC	既設置機器に接続されているLAN線に接続すること。

(4) 更新対象機器の回収作業

現行の防災系関連機器（パソコン、Web 会議用カメラ、ヘッドセット）について、今回調達機器の搬入時に合わせて回収し、撤去後、旧クライアントを受託業者の自社屋内等へ運搬し、ハードディスクのデータを完全消去すること。データ消去ツールは京都府で用意する。

その後、府が指定する場所（京都市内を想定）まで運搬すること。

(5) その他

上記(1)～(4)の他、下記の点にも留意すること。

① 機器等の取扱について

設置作業に伴う機器の取扱には、十分注意すること。なお、障害が発生した場合には、受託業者の責任において、従前の機能を確保すること。

② 廃棄物の処理

設置作業等に伴い発生する廃棄物は、受託業者において処分を行うこと。

③ 設定資料等の提出

成果物として、パソコンの設置状況が分かる資料（写真等）、パソコンの設定内容等を記載した資料を作成し、電子データとして提出すること。

④ その他留意点

防災系ネットワークのシステム利用に影響を与えないこと。

3. 機器賃借業務及び導入ハードウェアの仕様

(1) 基本要件

- ・ 各機器は省エネルギー、省電力を実現できること。
- ・ 各ハードウェアは、いずれも新規に調達するものであること。
- ・ 各機器の品質には十分注意すること。なお、一定期間中に製造不良による故障が導入台数の10%を超えた場合は、該当機器に対する抜本的対策を講じること。
- ・ 各機器について、4.保守要件により、機器の保守を実施すること。

(2) 導入機器

今回新たに導入するパソコン等については、以下に示す各要件を満たすものであること。

① 構成要件

導入するパソコン、Webカメラ等の機器は、同一機種とすること。

② 性能要件

防災用PC

項目	内容
形態	ノート型であること。
CPU	Celeron 5205U(1.90GHz)または同等以上の性能を有すること。
メモリ	8GB以上
HDD	500GB以上
ディスプレイ	15.6型以上 1366×768以上の画面解像度を有すること。
NIC	1000BASE-Tのインターフェースを有すること。
ドライブ	DVD-ROMドライブを有すること。
その他 ハードウェア仕様	USB 3.1 (Gen 1) Type-A が利用可能なポートを 2 個以上、USB2.0 Type-Aが利用可能なポートを1個以上 有すること。 マウスとマウスパッドが添付されていること。

	解像度1280×720、有効画素数92万画素以上のWebカメラを有していること。
ソフトウェア	OSとしてWindows 10 Pro 日本語版を使用すること ウイルス対策ソフトウェアとしてウイルスバスター コーポレートエディション Plusのライセンスを導入すること

Web 会議用ヘッドセット

項目	内容
ハードウェア仕様	マイク及びヘッドホンを有していること。 USBインターフェースを有しており、Windows10のPCに接続が可能であること。

スピーカー・マイク

項目	内容
ハードウェア仕様	集音マイク及びスピーカーを有していること。 半径2m以内のマイクの收音が可能であること。 USBインターフェースを有しており、Windows10のPCに接続が可能であること。 Bluetoothのインターフェース、ヘッドセット端子を有すること。 エコーキャンセラー、ノイズリダクション機能を有していること。

4. 保守仕様

(1) 本要件

① 対象機器

納入した全てのハード・ソフトについて、当該機器を利用している間において、保守管理を行うこと。

② 保守業務期間

令和3年3月25日～令和8年3月24日

(2) 保守業務の内容

① 対応時間

平日9時から17時までの間に、京都府又は関係業者等から連絡を受けた障害については全て対応すること。

② 保守内容

当日又は翌日のオンサイト保守とすること。なお、予備機を確保し、提供可能な場合については、当日又は翌日に予備機と交換し、障害が発生した機器についてセンドバック保守を利用することとして差し支えない。

③ 報告

保守業務を行ったときは、その都度京都府に対して報告書を提出すること。